

通の全體的な地位がはつきりしない憾がある。併し結語にも述べてあるように細かい具體的事實に入ることに於いて、大きな全體的關連を忘れず普遍的なものを把握するという本書に一貫した行方は、唯早急獨斷的に何で

も一般化するということは慎まなければならないとしても、正しい意味において我々の大いに學ぶべき點ではないかと思う。鐵道交通に關して色々な角度から、新しい方法を於て取扱ひ、特に交通と經濟との關係を詳細に檢

討し、貨物、旅客の輸送に多くの頁を費している點、從來の形式的平板的な交通地理書よりはるかに内容のあるものであり、色々教えられる所の多い書物である。

——春日茂男——

口 給 解 說

近江國依智莊檢田使

勘匠水田事

合參町參僧壹拾步

一町百八十步勘加地子

三段二百八十步方付指換并増地子

二段廿步本自常荒令勘見熟

二段七十步成百姓家今勘取之令進地子

七段二百十四步成僧姓治田今勘取之

四段二百六十六步成公田今勘取之

右件 以上目録

右件水田挂畏 勝寶感神聖武皇帝以先

帝施納物以去天平勝寶五六年所買也自

余以降或坪上品而被名中下田或坪百姓之

間指換其方取沃壤地以移薄鹵處或坪本

自見熟而稱常荒或坪成百姓家不進利地

如是之類觸端有數委使延保投身於龍

樹聖天歸命悉自在天神任理勘匠每色

惣畢然下和懷不言致破延保爲功

不顯誰知仍略舉呈若有嫌疑自承和十

四年以來田帳比按面已付村如左每坪下
在于細狀

八條九里十一胡桃本田田五段六十步

十八胡桃本田田一段七十步

右二坪本自中田令臨地見尤是上田因

茲召向田刀前伊勢宰依知秦公安雄勘

云是尤上田何進中田地子豈無犯三寶

物罪哉答云此背所定非今之事作意不

舒有何罪矣使迫云假令司愚不辯

便之田刀何不匡申須任理爲上田答

云任理被行若爲拒捍仍爲上田即進地

子

九條九里卅二中荒木田二百步下

右坪自往古注常荒令臨地勘見熟即進

地子

卅五下古家田五段二百步下

右坪田刀依知大富愁云此田唯有名少

實無山進地子雖前々使愁申而都不弁

以強迫无實地子於劣民大愁者仍令勘

推之前々者所預三段二百步被奪公田

二段也披陳其山口分戶主依知眞象申

云已不知寺田給口分今承賢者教更不

預作申避已畢

即進地子

十里一荒木田百卅步下

右坪本注下田今臨地爲上田即進地子

五梨本田田一段百六十步中

右坪本注常荒令臨地勘已成遠江稼依知

秦公乙長治田委使論云此坪本有寺田一

段百六十步治田六十步而今寺田稱常荒

本少治田有數見熟推量此是本寺田對爲

治田答云本寺田稱東今治田有中方指

已異何云寺田安雄宰使論云本此坪內

有寺田一段百六十步治田六十步謂此二

田中寺田在

東治田在西非謂寺田在東畔邊加以田

自窪地始開何本寺田在岡今治田在溪於

是治田主屈理即進地子

七荒木田二段二百五十步中

右坪一百八十步見熟作依知安雄二段七十歩入遠江掾宅雖前使勘決都不伏理今任理勘伏令進地子

勘收 貞觀元年十二月廿五日使學頭延保

學頭

學頭「去豐」

本書は東大寺成卷文書中に納められている貞觀元年(869)十二月二十五日付の近江國依智庄檢田帳である。まず目錄をあげ、ついで同庄の成立の由來と耕作百姓らの恣意横暴により當時の經營が亂れていたことをのべ、以下それを檢田使延保が八條九里、九條八・九・十里、十條七・八里、十一條七・八・九里の中の十八ヶ坪について各坪毎に嚴重に檢田し、強力に處置した事情が問答式の直接話法で活き／＼と描かれている。文面には「元參論印」が八つ押され、最後に檢田使學頭延保と勘收した學頭去豐、別當圓宗ら數人の署名がある。依智庄は滋賀縣愛知郡豐國村を中心とし一部西

押立村に及ぶ地域に、散在耕地の買得により天平勝寶五六年頃に元興寺領として成立を見、東大寺に繼承された莊園であり、愛智庄、愛知庄とも書かれている。先進地帯に屬するこの地方には本庄や大國郷をはじめ散在耕地の買得寄進による入組んだ莊園が多い。かゝる奈良後期から平安前期にかけての莊園の構造乃至經營事情は最も難解な問題の一つであるが、本文書はこの問題を考えるために比較的都合のよい貴重史料であり、特に田刀Ⅱ田堵についての最も早い所見の一つである。田刀は田堵などともかき、その實態については從來種々論議されているが、恐らく平安初期から鎌倉期にかけての有力百姓で、名主が名田の主として即ち權利者としての稱呼であるのに對して田堵は土地の預作人請作人として領主側から呼ばれた名稱であり、論理的には名田の前身であると云えよう。本文書によれば田刀前伊勢幸依知泰安雄、田刀依知大富らの田刀Ⅱ田堵と呼ばれるものが依智庄の庄田耕作の責任者であつたこと、又彼らが

領主への地子を對捍し、上田を中下田と稱し、庄田の一部を治田と稱して名田の基をなすと思われる私田を形成し、より有力な土豪などに耕地を寄進する等の田堵層の動向が窺われる。それは田堵百姓の擡頭であり、この動きを貞觀十八年(876)十一月二十五日付の愛智庄定文(東南院文書)以下の同庄關係文書や赤松俊秀氏が明かにされた當時の大宰府における公營田經營と對比して考察するとき、一層はつきりと當時の農業經營乃至初期莊園の構造が理解出来るように思う。(本誌前號「平安時代の農民」參照—宮川滿)

會員消息

本會理事長 原隨園博士は去る四月十九日横濱港を出發渡米され、米國各地の大學を視察の後七月八日に歸朝された。本會では會員有志の發起でさ／＼やかな歡迎會を開き博士からいろいろ興味深いおみやげ話をうかがつた。